

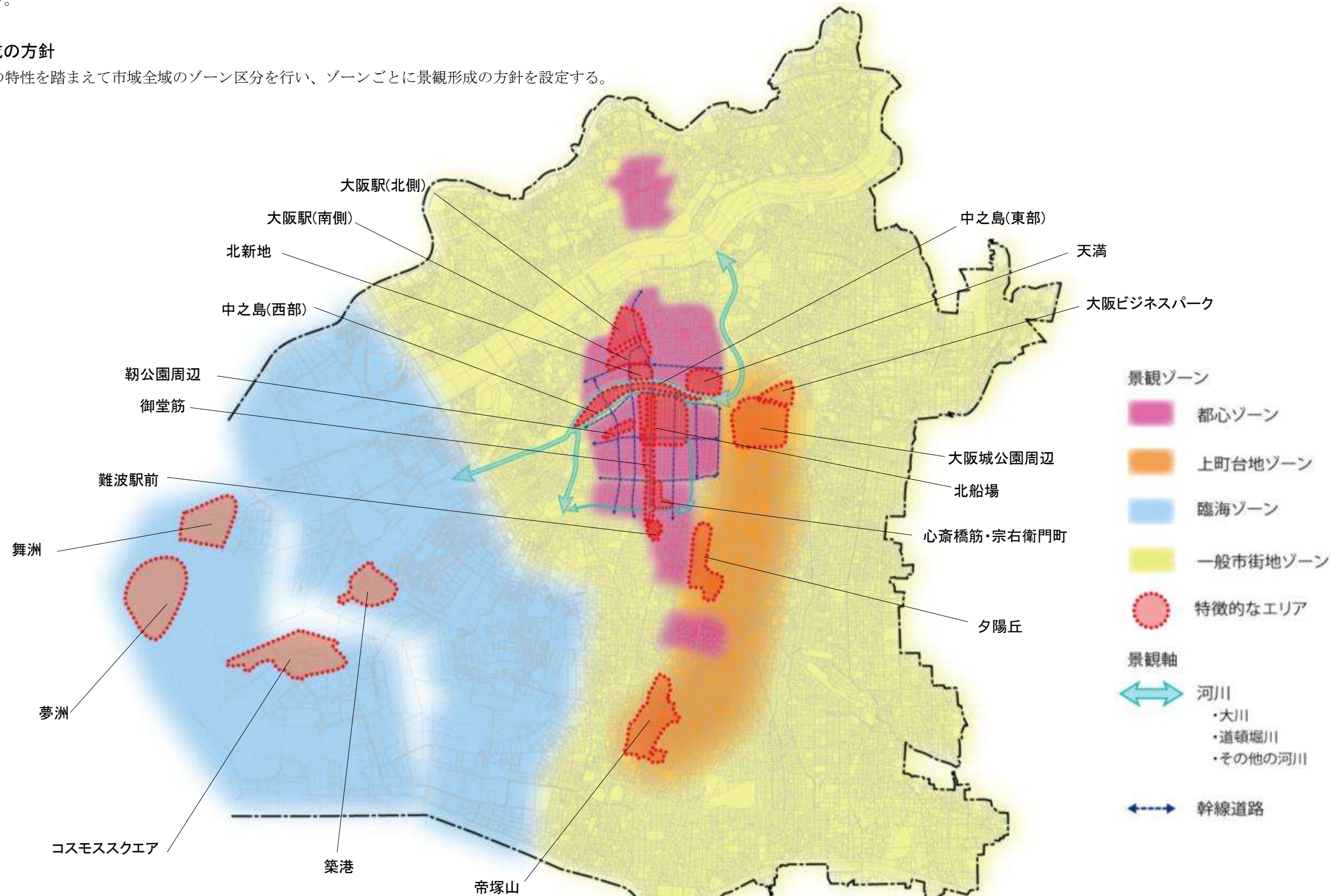
2 景観形成の具体施策

(1) 景観特性に応じた大規模建築物の景観誘導(景観計画区域の細分化)

市域全域の景観の水準を高めるため、現在市域一律となっている景観計画区域における景観誘導について、景観ゾーンや景観軸などの景観構造の特性に応じた景観形成の基本目標と方針を定め、大規模建築物等に対し景観誘導を行う。

1) 景観形成の方針

- ・景観構造の特性を踏まえて市域全域のゾーン区分を行い、ゾーンごとに景観形成の方針を設定する。

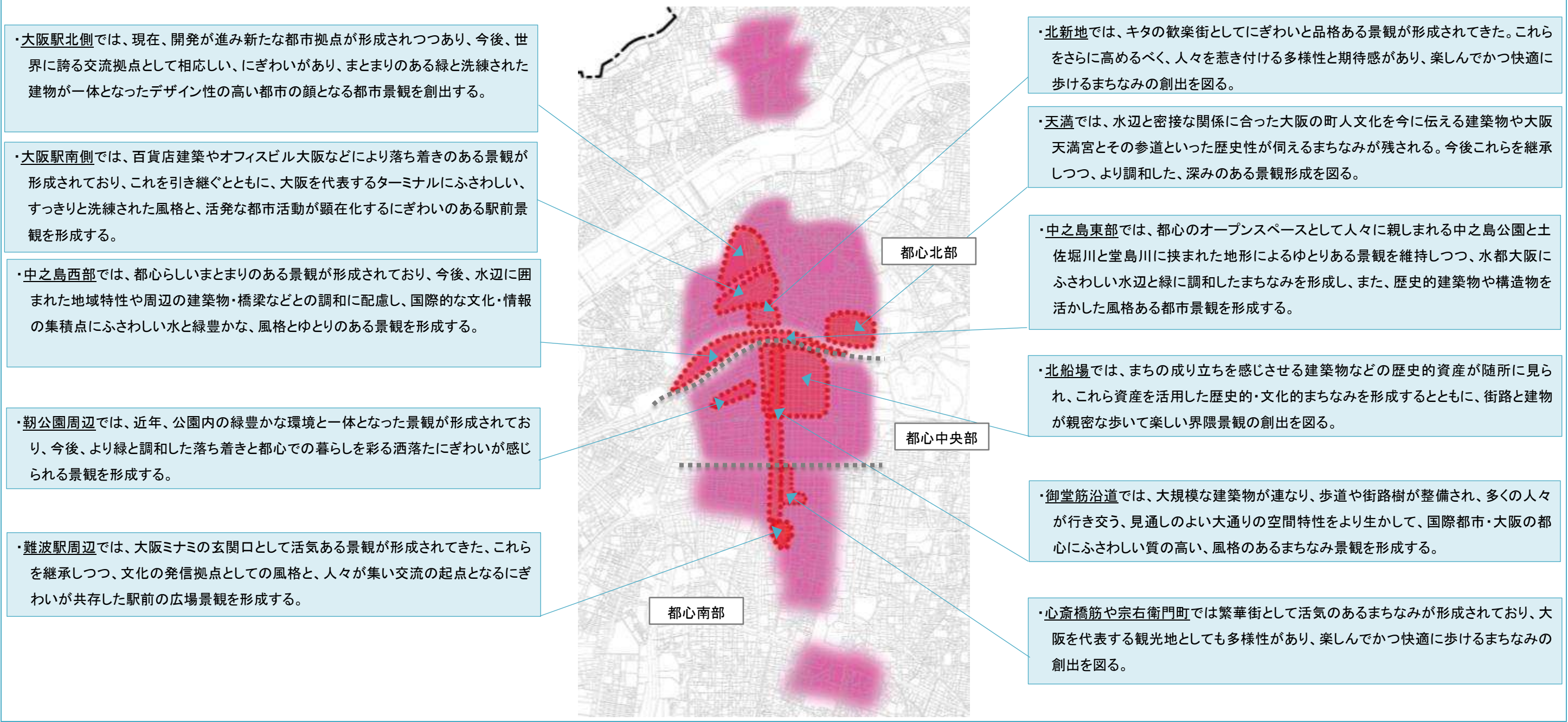


●景観ゾーン(ベースの市街地の方針)

都心ゾーン

景観形成の基本目標(案)	景観形成の方針(案)【共通方針】
都心の魅力を感じさせる景観を形成する。	・人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。 ・都心部に点在する歴史的景観資源等の保全、活用、再生を図り、魅力あるまちなみを形成する。 ・建物や敷地の緑化、道路際でのオープンスペースが確保された安全で快適なゆとりとうるおいのある景観を形成する。
水と緑豊かな都市景観を形成する。	・都心部の河川に面するまちなみは、水辺の広がり与水辺の緑の調和を意識した、ゆとりのある水辺のまちなみ景観を形成する。 ・都心のうるおい空間となっている、大規模な公園・緑地の緑空間との調和を図るために、周辺では積極的に緑を取り入れたまちなみ景観を形成する。
大阪の玄関口であるターミナル周辺にふさわしいにぎわいを感じさせる都市景観を形成する。	・駅や駅前広場に面するまちなみは、風格とにぎわいを感じさせるまちなみ景観を形成するとともに、整った駅前空間の景観を形成する。 ・駅前空間の周辺敷地や歩行者空間は、緑やオープンスペースが確保され快適な歩行者空間のある、ゆとりとうるおいを感じさせる景観を形成する。 ・建築物と屋外広告物とが調和した、秩序を感じさせるまとまりのあるまちなみを形成する。

景観形成の方針(案)【特徴的なエリアの方針】

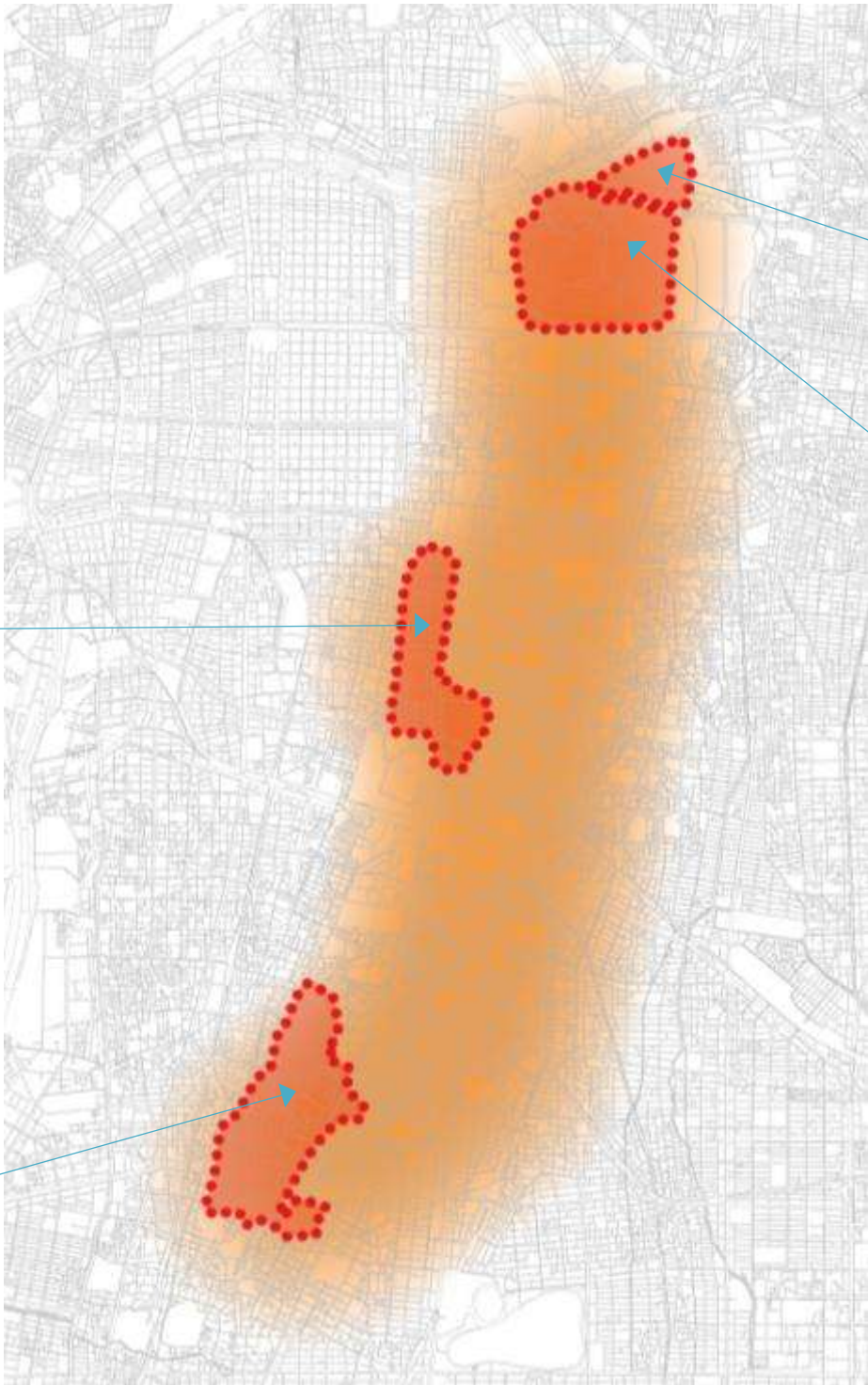


上町台地ゾーン

景観形成の基本目標(案)	景観形成の方針(案)【共通方針】
寺社等の建築物の佇まいと調和した歴史性を感じさせる景観を形成する。	・建物や敷地の緑化、道路際でのオープンスペースが確保された安全で快適なゆとりとうるおいのある景観を形成する。 ・高低差のある坂道などの起伏のある地形を生かし、立体的な変化のある景観を形成する。 ・坂道の頂部から俯瞰される市街地景観を良好なものにするため、整った沿道のまちなみ景観を形成する。
豊かな緑を感じられる景観を形成する。	・社寺林など地域に残された緑を保全するとともに、質の高い緑景観を創出する。 ・まとまりのある緑地空間との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

景観形成の方針(案)【特徴的なエリアの方針】

・夕陽丘周辺では、社寺建築などが景観に深みを与えており、特徴的なこれら景観資源を生かした歴史性を感じさせるまちなみを形成する。また、崖線や寺社内の木々が豊かなこの地域では、緑に調和したうるおいある界隈景観を形成する。



・大阪ビジネスパークでは、隣接する大阪城公園や河川に挟まれた立地と豊かなオープンスペースによりゆとりある景観が形成されており、これらを活かしながらビジネス街として洗練されたまちなみとあらたな交流が期待できるにぎわい景観を創出する。また、大阪城天守閣への眺望に配慮することで、シンボリックな景観を形成する。

・大阪城公園周辺では、ランドマークである大阪城天守閣への眺望に配慮した景観を形成する。また、大阪城公園内の豊富な緑や水辺の景観に配慮し、歩いて楽しい歩行者空間の創出などによるゆとりと落ち着きが感じられる景観を形成する。

・帝塚山周辺では、風致地区として豊かな緑が維持されている。この環境を活かし、潤いある緑に溢れ、ゆとりのある落ち着いた住宅地景観を形成する。

臨海ゾーン

景観形成の基本目標(案)	景観形成の方針(案)【共通方針】
親しめる感じる快適な海辺の景観を形成する。	・周辺への圧迫感を和らげ親しみが感じられる外観とするとともに、緑やオープンスペースが確保されたゆとりとうるおいのある景観を形成する。 ・一般市街地からの連続性に配慮し、水辺へのアクセスを確保しながら、楽しく歩けるまちなみ景観を形成する。 ・橋梁や対岸からの見え方にも配慮し、水辺に映える海岸線の景観を形成する。
にぎわいと魅力あるウォーターフロント景観を形成する。	・対岸や水辺からの見え方にも配慮しながら、にぎわいと魅力のあるウォーターフロント景観を形成する。 ・建築物相互の規模やスカイラインに配慮して全体としてまとまりが感じられる印象的なシルエットの景観を形成する。 ・水辺空間の広がりなどの特性を生かすとともに、大規模な橋梁や港湾構造物などと調和した港らしいダイナミックなパノラマ景観を形成する。

景観形成の方針(案)【特徴的なエリアの方針】

・築港等の都市魅力のあるエリアでは、にぎわいあるまちなみが形成されており、より一層もてなしを感じられるような景観形成を図るとともに、船のターミナルとして、ふさわしい港町の風情が感じられる快適なまちなみの創出を図る。

・舞洲では、スポーツ・レクリエーション拠点として、豊かな緑と開放感のある海辺に配慮したゆとりのある景観を形成する。

・夢洲では、新たな観光拠点の形成に向けて、産業・物流ゾーンの建築物や関連交通動線等に配慮しつつ、水際線に向けた開放的な眺望、ゆとりある歩道空間や緑の空間を有する公共空間の創出など、水都大阪のシンボルとしての「水」とベイエリアをネットワークする「みどり」により、大阪・関西の玄関口にふさわしく、観光拠点の新しい顔となる魅力的空間の創出を図る。

・コスモスクエアでは、大阪の海の玄関口として、個性的な建築物と遊歩道によるダイナミックかつゆとりの感じられる景観が形成されている。これらの景観と調和しながら、西の交流拠点として、活気があり、かつ、洗練された景観の創出を図る。

新臨海部

在来臨海部

一般市街地ゾーン

景観形成の基本目標(案)	景観形成の方針(案)【共通方針】
豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観を形成する。	・道路の幅員や敷地の大きさなどによる市街地の空間スケールに合ったまちなみ景観を形成する。 ・生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。 ・地域の歴史を感じられるエリアでは、残された歴史的景観資源の保全、活用を図るとともに、周辺との調和に配慮した景観を形成する。 ・大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえた、周辺との調和に配慮した景観を形成する。
緑豊かな潤いある市街地景観を形成する。	・身近な緑と調和した落ち着いた印象の市街地景観を形成する。 ・互い補完しあうことで、豊かな緑を感じられるまちなみを創出する。
身近なにぎわいの界隈景観を形成する。	・人々の活気を感じることの出来る親しみとにぎわいの景観を形成する。 ・観光地では、大阪らしいにぎわいともてなしを感じられる景観を形成する。

●景観軸(ベースの市街地の方針に上乘せ)

景観軸	景観形成の基本目標(案)	景観形成の方針(案)
河川景観軸	水辺の特性を生かしたうるおいと親水性のある景観を形成する。	○水辺に顔を向けたまちなみ景観の形成 ・水辺側にも建築物のファサードを向けた河川に沿ったまちなみ景観を形成する。 ○水辺に映える景観の形成 ・橋梁や対岸からの見え方にも配慮した水辺に映える河川沿いの景観を形成する。
		
大川沿川 〔基本目標〕水、緑とまちが調和したやすらぎや親しみを感じさせる水辺の景観を形成する。 〔方針〕 ○水辺の魅力を高める景観の形成 ・夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチが確保され、人々が伝統行事に集い、また日常的に川沿いのまちなみが楽しめる、やすらぎや親しみある水辺景観を形成する。 ○川沿いのまちなみ景観の形成 ・川岸や橋の上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性を生かすと共に、川沿いの建築物や構造物が連続する水・緑とまちが調和した川沿いのまちなみ景観を形成する。 道頓堀川沿川 〔基本目標〕うるおい、憩い、にぎわいのある水辺景観を形成する。 〔方針〕 ○水辺と一体となったにぎわいのあるまちなみ景観の形成 ・道頓堀川東部エリアでは、水辺の遊歩道や橋梁、対岸の建物からの眺めを意識し、まちなみとしての調和した景観を形成するとともに、遊歩道と建物が親密な川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみ景観を形成する。 ○ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみ景観の形成 ・道頓堀川西部エリアでは、水辺と沿川の建物が調和し、豊かな緑が確保されたゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみ景観を形成する。		
道路景観軸	市街地景観の骨格となる連続性のある街路景観を形成する。	○通りに沿ったまちなみとしての連続性の景観の形成 ・市街地景観の骨格となる通りに沿ったまちなみとしての連続性のある景観を形成する。 ○歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観の形成 ・通りと建物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。

2)届出の対象

・景観届出区域における届出対象規模及び届出対象行為を以下のように定める。

[建築物]	
(1) 敷地面積 2,000 m ² 以上 かつ 高さ 10m 以上	新築、増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の 1.5 倍以内のものを除く。）、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等(修繕、模様替若しくは色彩の変更をいう。以下同じ。)でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の 1/2 を超えるもの
(2) 延べ面積が 5,000 m ² 超 かつ 地上 6 階以上	

[工作物]	
コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設（一時的に設置されるものを除く。）	新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の 1/2 を超えるもの
以下の大規模土木構造物、その他これらに類する規模の工作物等	大規模土木構造物の建設、外観にかかる修繕又は模様替え
(1) 350 m 以上連続した高架道路・鉄道にあっては対象行為の範囲が 350mを超えるもの	外観にかかる修繕又は模様替えでその修繕等にかかる面積が従前の外観にかかる面積の 1/2 を超えるもの
(2) 川幅 100m以上の河川の護岸にあっては対象行為の範囲が 100mを超えるもの	
(3) 橋長 100m以上の橋梁	

大規模建築物届出

- 住居系
- 商業系
- ▲ 業務系
- ★ 倉庫・工場系
- ◎ その他

用途地域

- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

